

「経営者保証に関するガイドライン」を浸透・定着させるための取組方針

青森みちのく銀行では、2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン（以下、ガイドライン）」にもとづき、経営者保証に依存しない融資の一層の促進に努めるとともに、お客さまと保証契約を締結する場合やお客さまがガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインにもとづいて誠実に対応するよう努めてまいります。

【基本方針】

1. ご相談等に対する適切な対応

- (1) 新規の保証契約および保証条件の変更・解除等のご相談・お申込みに際しては、お客さまの意向を十分に踏まえ、ガイドラインに則し経営者保証の要否について適切な判断を行い、過度に経営者保証に依存することのないよう適切な対応に努めます。
- (2) 経営者保証の要否判断においては、以下のような点が将来に亘って充足すると見込まれる場合、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法活用の可能性について、主たる債務者の意向も十分に踏まえたうえで適切に検討いたします。
 - イ) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること
 - ロ) 法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬、配当、貸付等）が社会通念上適切な範囲を超えないこと
 - ハ) 法人のみの資産・収益力で借入金返済が可能と判断し得ること
 - ニ) 法人から適時適切に財務情報等が提供されていること
 - ホ) 経営者等から十分に物的担保の提供があること
- (3) 経営者さまと企業所有者（株主等実権者）さまが分離している場合は、経営者保証徴求の合理性を法人個人の一体性の面等から適切に判断いたします。

又、創業されるお客さまからの新規お借入れのお申込みに際しては、事業の将来性評価も十分に行うことで、経営者保証に対し適切な対応を行います。

2. 適切かつ十分な説明

- (1) お客様に対する保証契約の説明および情報提供については、お客様よりご理解とご納得を頂けるよう、お客様の知識・経験などに応じて、適切かつ十分な説明および情報提供を行います。
- (2) 保証契約締結時においては、可能な限り、定量的な資産・収益力などについての目線や、客観的・具体的その他の要素がある場合は、その判断目線をお示ししながら、個人保証を締結する理由をご説明するとともに、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのかなどご説明致します。
- (3) 原則として、保証履行時の請求は、保証履行時の保証人資産状況などを勘案した上で履行の範囲を検討いたします。

3. 他の機関との緊密な連携

- (1) お客様が信用保証協会を利用するに際は、個人保証を不要とする制度の活用について積極的に検討するなど、他機関との連携においても個人保証に依存しない融資の活用に取り組んでまいります。

4. 事業承継時の対応

- (1) 事業承継時においては、原則として、前経営者のかた、後継者のかたの双方から二重に保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが真に必要な場合には、その理由などを真摯に説明するなど、誠実な対応を行います。
- (2) 事業承継時においては、前経営者さまが負担する保証債務を後継者さまに当然に承継いただくのではなく、既存保証契約の解除や変更等の申入れがあった場合には、必要な情報をお客さまより頂いたうえで、個人保証の必要性や適切な金額について、適切かつ柔軟に検討を行います。

5. 保証債務整理に向けた対応

お客様よりガイドラインに則した保証債務の整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに基づき、お客様の意向を真摯に検討のうえ、誠実な対応を行います。

6. ご意見・ご要望および苦情への対応

新規の保証契約や保証条件の変更等のご相談・お申込みに関してお客さまからご意見・ご要望および苦情のお申し出があった場合には、適切かつ十分な対応を行います。

以上